

平塚市都市公園条例の一部を改正する条例

平塚市都市公園条例（昭和36年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条の3第2項第1号を次のように改める。

- (1) 法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設（以下「公募対象公園施設」という。）である建築物（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第6条第1項各号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合又は政令第6条第1項第1号に掲げる場合にあつては、当該公募対象公園施設である建築物又は同号に掲げる建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えるもの

第19条中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。